

今こそ考える 子どもがもっている権利 ～子どもの権利条約から～

おとなのみなさん!!
 「しつけのつもり」と言っ
 て私たちを たたいたり、
 どこかへ とじこめたり
 ごはんを 食べさせなかつたり
 しないでください。
 すべて **体罰・虐待**です。
 法律(※)で 禁止されていま
 す。

※「児童虐待防止法」等

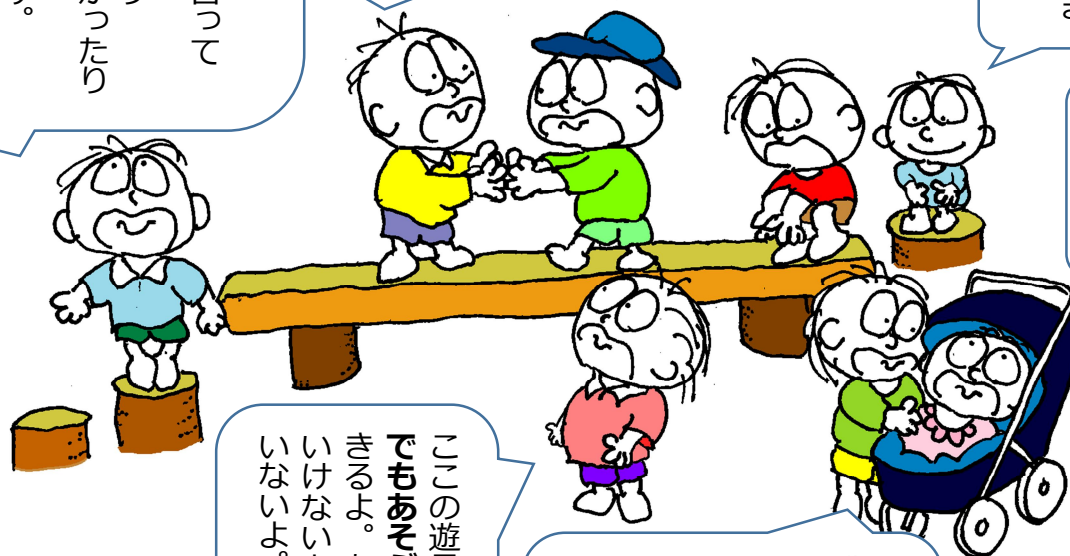
お話ができなくても
 私たちと同じだよ。命
 は守られるし、育て
 もらえるよ。

赤ちゃんは、まだお話
 もできないけど、**権利**
 はどうなるの?

17歳までだよ

ねえ。子どもって何歳ま
 でなの?

あ、あぁ。
 ふえ。



この遊具は、だれ
 でもあそぶことがで
 きるよ。あそんじや
 いけないという人は
 いないよ。

赤ちゃんだって
 “言葉にはなら
 ない”かもしれ
 ないけれど、お
 なかがすいた時
 やゆかいな時な
 どちゃんと伝え
 てくれるよ。

「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」)は、国連において1989年に採択され、日本では1994年に批准されました。当初、大人の間では、子どもに権利を教えると「自己中心的な子になる」という意見がありました。しかしそうではなく、子どもに権利を教えることは、子ども自身が人間としての尊厳をもって生きていくことにつながり、大人は子どもを「権利の主体」としてみることになります。

今回はこの「子どもの権利条約」を取り上げ、子どもに保障された権利について考えてみましょう。

イラストの“ふきだし”の言葉は、子どもにある権利とつながっています。



「子どもの権利条約」にはどんなことが書いてありますか？



この条約は、子どもを保護される対象としてみるだけでなく、独立した人格と尊厳をもち、権利の主体としてとらえなければならないと言っています。そして、前文と 54 の条文で構成され、それらは次の 4 項目が「基本原則」となっています。

①「差別のないこと」

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

②「子どもにとって最もよいこと」

子どもに関することが行われる時は、その子どもにとって最もよいことを第一に考えます。

基本原則

③「命が守られ、成長できること」

すべての子どもの命が守られて、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう医療、教育、生活への支援をうけることが保障されます。

④「意見を表明し参加できること」

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



子どもにとって最もよいことを考えるために、大人はどんなことをするの？



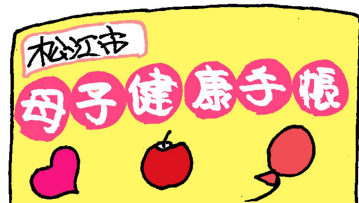
そうだね。子どもには自分に関係することについて自由に意見を言ってもいいという権利があるんだよ（第 12 条「意見表明権」）。子どもの意見をちゃんと聞かなければ、その子にとって最もよいこと（第 3 条「最善の利益」）を実現することは難しいね。大人はその意見を子どもの発達に応じて考慮しなければならないよ。子どもにとっての「意見表明権」は、「話を聞いてもらえる権利」とみることでもできるね。

直接親などに意見を言えない子どもいるので、十分考えないといけないね。

「子どもの声をしっかり聞いて、最善の利益を」

松江市の「母子健康手帳」の 1 ページ目には「児童憲章（1951 年）」が、裏表紙には「子どもの権利条約」がのっています。子どもの誕生とともに「児童憲章」、「子どもの権利条約」が子どもたちを守り、健やかに育てる指針を示してくれています。また、「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月から施行されます。子どもの権利条約の精神にのった施策が行われます。

子どもの声をしっかり聞いて、子どもにとって最もよいことを考えましょう。



「母子健康手帳」（松江市）より

